

## 近江八幡市教育振興基本計画（後期）【案】に係る意見公募手続（パブリックコメント）実施要項

近江八幡市教育振興基本計画は、平成24年3月に策定し、平成33年度までの10か年計画として、これまで関係各課連携のもと計画を推進しています。

計画をより効果的に推進するため、計画の中間年度である平成28年度には、学識経験者や関係団体の代表等により構成された近江八幡市教育振興基本計画中間評価委員会により、これまでの取り組みの検証と後期5年間に向けての施策等の見直しを検討してきました。

計画策定以降に新たに生じた課題へ対応し、併せて平成27年10月に策定された近江八幡市教育大綱を踏まえた総合的な教育行政を推進するための計画とするため、教育委員会において後期5年間に向けての計画（案）を作成しましたので、市民の皆さんのご意見を下記の要領で募集いたします。

### 1. 公表する資料

近江八幡市教育振興基本計画（後期）【案】

### 2. 資料の公表場所

- ①近江八幡市ホームページ
- ②市役所情報公開コーナー（近江八幡市役所本庁舎1階）
- ③総合支所情報公開コーナー（安土町総合支所2階）
- ④教育委員会事務局教育総務課（近江八幡市役所南別館3階）
- ⑤各学区コミュニティセンター

### 3. 意見の募集期間

平成29年4月27日（木） ～ 平成29年5月15日（月）午後5時

### 4. 意見の提出方法及び提出先

- ①郵送 〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町 236 番地  
近江八幡市教育委員会事務局教育総務課
- ②ファックス 0748-32-3352
- ③電子メール 040200@city.omihachiman.lg.jp

※上記の「資料の公表場所」（教育委員会事務局教育総務課を除く）では提出いただけません。

### 5. 意見を提出できる方

- ①近江八幡市内に住所を有する方、通勤する方、通学する方
- ②近江八幡市内に事務所又は事業所を有する個人、法人及びその他の団体

### 6. 留意事項

- ①ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、次の事項を必ず明記してください。

なお、個人情報について公表することはありません。

- ・ 件名「近江八幡市教育振興基本計画（後期）【案】に対する意見について」
  - ・ 住所、名前、電話番号（市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名も明記ください。）
- ②ご意見は、日本語で提出してください。
- ③電話によるご意見はお受けできませんので、ご了承ください。

(書式例)

近江八幡市教育委員会事務局教育総務課 へ

「近江八幡市教育振興基本計画（後期）【案】に対する意見について」

住 所：

名 前：

電話番号：

(市内に通勤する方は勤務先、通学する方は学校名)

(意 見)

ページ番号や項目名（どの部分に対するご意見かがわかるように）

意見内容

## 7. 意見に対する考え方の公表

提出いただいたご意見については取りまとめ、教育委員会の考え方と併せて、市ホームページ、情報公開コーナー及び教育委員会事務局教育総務課にて公表します。

- ・ 類似のご意見については、集約させていただくことがあります。
- ・ 提出いただいたご意見に対して、個別の回答はできませんので、ご了承ください。また、提出いただいたご意見の原稿は返却しません。
- ・ 「近江八幡市教育振興基本計画（後期）」は、いただいたご意見を参考にして最終決定し、公表します。

## 8. 問い合わせ先

〒523-8501 滋賀県近江八幡市桜宮町236番地

近江八幡市教育委員会事務局教育総務課

電 話：0748-36-5539

ファックス：0748-32-3352

電子メール：040200@city.omihachiman.lg.jp